

協議会ホームページへ他団体のホームページを掲載する場合の取り扱い

1. 【目的】

八王子市民活動協議会（以下協議会という）の HP 上へ他の団体の定型テンプレート HP を掲載する場合の取り扱いを定める。

定型テンプレート・ホームページとは協議会が定めるひな形に沿って編集したものをいう。

2. 【製作までの流れ】

- ① 掲載を希望する団体は「八王子市民活動協議会団体ホームページ申込書」（別紙）に必要事項を記入し添付資料とともに協議会へ提出する。
- ② 協議会は広報委員会で掲載の可否を決める。
- ③ 協議会は掲載の可否を申し込み団体へ通知する。
- ④ 広報委員会の HP 担当者は添付資料を参考にして HP を作成する。
- ⑤ 作成した HP を申し込み団体にてチェックしてもらおう。
- ⑥ 団体はメールもしくは文書にて承認の旨、HP 担当者へ連絡する。
- ⑦ HP 担当者は団体の承認後協議会 HP にアップする。
- ⑧ 団体はアップを確認後、速やかに作成料・更新料を支払う。

3. 【掲載料】

- ① HP への掲載料は団体会員は無料、非会員の掲載料は毎年 5,000 円とする。
- ② 団体が解散した場合は速やかに連絡する事。
- ③ HP 担当者は連絡を受けて HP を削除する。

4. 【作成料】

HP 作成料として協議会会員は 1,000 円とする。（非会員の作成料は初回の掲載料に含まれる）

5. 【更新料】

テキストのみの変更は 1 回 500 円、画像を含む変更は 1 回 1,000 円とする。（更新料は協議会会員と非会員は同額とする）

6. 【1 ページ HP】

- ・写真 4 点を含む会員情報を「定型テンプレート」を使って編集します。
（ひな形は別紙参照）
- ・独自の HP をお持ちの会員の場合は HP アドレスを紹介します。
- ・独自の HP を持たない会員の場合は「ブログ」で最新の情報を発信することが出来ます。（希望者には広報担当がブログの作成について相談に応じます）

7. 【旧契約の会員の場合】

- ・現在年間 5,000 円で契約している団体は今までの契約を続行できる。HP の更新料は難易度を考慮してその都度申請団体と協議して決める。
- ・希望により新システムに移行することも可能。

（付則）改訂後取り扱いの適用時期は平成 25 年 8 月 1 日からとする。

施行 平成 19 年 7 月 25 日（理事会承認）

改訂 平成 25 年 8 月 27 日（理事会承認）

八王子市民活動協議会へのホームページ掲載申込書
八王子市民活動協議会 殿

1 ページ HP の申し込みをいたします

1. 申込日 年 月 日

2. 会員番号 No.

3. 団体名

4. 団体住所(〒 -) 公開 非公開

5. 担当者名

6. 連絡先メールアドレス 公開 非公開

7. 団体の代表者名 公開 非公開

8. 担当者連絡先 電話 携帯電話

9. 掲載内容の概要(サンプルを参考にしてください)
別紙(次のページ)に記入して申込書と一緒に提出してください。

- ①キャプション欄(団体の PR 文)
- ②会員独自のホームページアドレス
- ③設立の目的・経過
- ④活動内容
- ⑤その他(組織、会員募集など HP に載せたい項目)

10. 添付資料

- ①会の活動を紹介するもの ②掲載写真 4 点以内 ③バナー画像作成用写真(希望者のみ)

- (注) ・掲載は協議会の定める定型テンプレートを使用する。
・掲載料は無料とする。(非会員は毎年 5,000 円)
・作成料: **会員は 1,000 円**(非会員の作成料は初回の掲載料に含まれる)
・更新料はテキストのみは 500 円、画像を含む場合は 1,000 円とする。
・会が解散した場合は速やかに届け出る事。

